



令和2年4月22日発信

報道関係者 各位

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した市内の 宿泊事業者および飲食事業者に飯山市独自の給付金を交付します

飯山市では、新型コロナウイルス感染症の影響で、売り上げが一定以上減少した宿泊事業者および飲食事業者の事業継続を支援するため、市独自の給付金を交付します。

1 事業名

飯山市宿泊事業者等事業継続支援特別事業

2 給付金を受けることができる方

次のいずれにも該当する方

- (1) 市内に施設を置き、かつ法人を置く（個人事業主の場合、住民票を置く）宿泊業または飲食業を営んでいる中小企業者または小規模企業者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高が令和2年1月から令和2年12月までの間に前年同月比で50%以上減少した月がある方
- (3) 暴力団員でない方
- (4) 令和元年度以前に賦課された市税等に滞納のない方

3 給付金額

宿泊事業者 30万円、飲食事業者 20万円

※ただし、交付は一事業者あたり1回限りとし、同一事業者が宿泊施設と飲食店を営業する場合、申請はいずれかのみ

4 問い合わせ先

飯山市役所 商工観光課 0269-62-3111（代表）

《電話による問い合わせ相談・相談予約受付》

日時 令和2年5月1日（金）～5月6日（水）

午前8時30分～午後5時15分

電話 0269-62-2162（飯山商工会議所内）

《申請・相談窓口》

日時 令和2年5月7日（木）より

土・日・祝祭日を除く午前8時30分～午後5時15分

会場 飯山市役所4階41号会議室

※電話による事前予約制（電話）0269-62-3111 飯山市役所 商工観光課

＜担当課＞

飯山市 経済部 商工観光課
（課長）小野幸司 （担当者）春日直樹
住所：飯山市大字飯山1,110-1
電話：0269-62-3111（内線211）
ファクシミリ：0269-62-6221
電子メール：shoukan@city.iiyama.nagano.jp